

【平成26年第2回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成26年6月19日 市民委員長 山崎 直史

○「議案第66号 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 駐車場利用料について

本議案により、駐車場利用料の上限額について基本料金を1時間200円に設定することとなるが、今後、指定管理者の募集の際には条件を加え、施設利用に係る最初の1時間の駐車場利用料を無料とし、1日の駐車場利用料の上限を1,000円とする予定である。

* 施設周辺のコインパーキングの料金について

市民プラザ周辺にはコインパーキングが数えるほどしかなく、半径500メートル内には3か所しかないが、3か所とも、料金設定は20分100円で、1時間300円とされている。

* 駐車場の稼働率について

大きなイベント等の開催時には満車となることがあるが、平常時には満車となることはない。満車等により駐車を断るケースは、多くとも年間で約20日間である。

* 障害者への配慮について

規則及び要綱による減免制度があり、個人利用料については、全額免除としている。体育館等の施設の団体利用に係る施設専用利用料については、半額を減免している。

* トレーニング室の学生利用者の超過料金について

トレーニング室の学生利用者の超過料金は、30分ごとに30円としているが、これは基本料金が一人1回3時間までを200円としているため、それを除して一の位を切り捨て、30分ごとに30円と設定することとした。窓口における小銭等の使用の手間を考慮したためである。

* 茶室の維持・補修等に係る費用について

茶室のみに係る維持・補修等の費用について算出することは困難だが、指定管理者制度を導入して約2年間、空調設備に関する工事を除き、多額の費用の掛かる改修等を行っていない。

《意見》

* 高齢者の利用については、民間施設においても割引が適用され、配慮がされることが多くなってきている。市民プラザにおいては、浴室の利用については高齢者の利用は無料となっているが、他の施設利用についても今後の課題として、減免制度の採用を積極的に検討してほしい。

* 障害者の利用についても配慮しているとのことだが、特に温水プールについては、機能回復訓練の面において、非常に有効であると聞いている。今後も是非配慮を続けてほしい。

* 今回の条例改正のうち、体育室の利用時間区分が3区分から4区分になり、利用

料金も一部料金が減額される点などについては賛同している。しかしながら、駐車場利用料を設定することで、今までよりも施設利用者に負担を強いるものであると思われる。他の公的機関の施設の駐車場の有料化時にも、関連する議案については反対してきた経過があり、本議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第67号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市による出版物等における母子家庭等の表記について

本市による出版物等では、母子家庭、父子家庭、寡婦の関係する制度等の周知の際には、「ひとり親家庭」と表記している。

《意見》

* ひとり親家庭と言っても、母子家庭は対象となるが父子家庭は対象とならない制度があり、父子家庭の市民からは様々な意見や要望等を受けてきた経緯がある。今後とも、母子家庭や父子家庭それぞれの特性を考慮しつつ、ひとり親家庭全体の支援の充実に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第68号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 宿河原保育園の運営者の募集状況について

宿河原保育園については、平成27年4月から建物譲渡による民営化を行うものである。他の保育園数か所と併せて、運営者の募集を行っていたが、宿河原保育園については、締切日までに現在の指定管理者や他の法人からも応募がなかったため、募集期間を延長した。延長した募集期間中に、今後譲渡予定の法人から応募があった。

* 宿河原保育園の運営者の募集の際に、現在の指定管理者から応募がなかった理由について

現在の指定管理者から応募がなかった理由としては、宿河原保育園は建設後47年が経過し建物が老朽化していること、保育園の運営に当たり保育室がコンパクトに仕切られていることや調理室等のスペースが狭いなど、サービス提供の際の利便性に欠けること、また建物の建て替えの計画等が明確に示されないことについて納得できなかったためと聞いている。

* 市が現在の宿河原保育園の指定管理者に示した改修計画等について

保育室に関しては、部屋の間の壁等を撤去するなどの改修を行い、スペースの確保に努める等の提案を行った。また、建物の建て替えに関しては、市内には本保育園のほかにも老朽化した多くの施設があるため、平成26年度予算では確保が困難であり、今後予算確保については調整を行っていく必要があるこ

とを説明した。

*** 宿河原保育園の現在の指定管理者が平成22年度、23年度に受けた県の法人指導監査の改善指導の内容とその後の対応について**

県の法人指導監査では、法人運営や会計処理等に関する点について指導を受けており、理事会で審議すべき案件については理事会で適切に審議すること、事務長の職務内容と権限等を文書化して整理及び保管すること、職員の任免については定款に基づき適切に行うこと、職員の給与の決定過程が不明瞭であるため適切に行うこと、競争入札により業者選定すべき事例については適切に行うこと、内部監査については監事により適切に監査を行うこと等の指摘があった。現在では指導された点については、県及び本市が適切に当該運営者に指導を行い、それぞれの部分について改善を確認している。

*** 宿河原保育園の現在の指定管理者による保護者等からの意見・要望に対する取組状況について**

保護者等からの意見・要望に対して、保育内容の充実に関しては健康・環境・危機管理等に関するプロジェクトチームを創設し、検討を行っている。また、設備の改修に関しては、扇風機の設置やトイレの改修等について、対応を行ったと聞いている。

*** 民間運営者から民間運営者へ運営を引き継ぐ際の対応について**

民間運営者から民間運営者への運営の引継ぎは、平成17年度に本市の保育園の民営化が始まって以来、初めてのことである。保育内容の引継ぎに当たっては、本市職員も関わりながら、現在の運営者から次期運営者へ引継ぎが適切に行われるように対応していきたい。

《意見》

* 宿河原保育園については、平成22年度に指定管理者制度を導入した直後に県の法人指導監査で様々な点について指導を受けており、指定管理者の選定等に係る市のチェック体制の甘さを指摘せざるを得ない。また同時に、現状は監査で指導を受けた点について改善されていると聞いているが、現在の指定管理者は、他の保育園の運営も行っていることから、今後も市として他の保育園の運営や宿河原保育園の運営の引継ぎ等の面も含め、適切に指導を行ってほしい。

* 公立保育園の民営化については反対であるため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第80号 麻生区における町字区域の変更について」

○「議案第81号 麻生区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも麻生区下麻生地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 今後の住居表示実施の進め方について

地域全員の合意による実施は困難かと思われるが、住居表示実施に当たっては、地域住民の代表者からなる検討委員会での協議等を参考にしながら、今後とも合意形成に努めていきたい。

《議案第80号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第81号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第88号 和解について」

○「議案第90号 平成26年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に伴う解決一時金に係る和解等に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*平成13年2月の開催を最後に3市1組合が本市の競輪事業から撤退した後、平成14年11月に協定書の締結に至るまでの協議の状況について

初めに鎌倉市が平塚市に対し、平成12年度中の競輪事業からの撤退を表明し、その表明後、3市1組合から川崎市に対し、競輪事業からの撤退の表明があった。事業の撤退に係る解決一時金を含めた補償等について、先行して平塚市と鎌倉市の協議が行われていたため、その動向を見つつ、本市は平塚市と情報交換しながら、3市1組合と協議を行ってきた。

*平塚市との連携の内容について

平塚市と鎌倉市の和解条件や今後の協議に関するスケジュールについての情報交換等を行った。

*平塚市による鎌倉市への調停申立時や提訴時における本市の対応について

平塚市が鎌倉市に対して行っていた調停等の経過を見守っていた。

*3市1組合が川崎競輪場から撤退した当初に算定した解決一時金と今回の和解に至った解決一時金について

平塚市が鎌倉市を提訴中に、本市も設備投資等に係る費用を含め、解決一時金として算定していたが、判決では、損害賠償の対象に設備投資等に係る費用は含まれておらず、「少なくとも撤退する前に設けるべきであった3年間の予告期間分の競輪場の使用料」のみとなった。そのため、本市と3市1組合の今回の和解においても、それに準じた解決一時金の金額となった。

*解決一時金に関する訴訟の申立日に遡った利息の発生について

利息が発生する状況にはなっておらず、本議案の可決後、和解の契約を締結した時点で債権が発生するものと考えている。

《議案第88号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第90号の審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第16号 川崎市平和館の展示などについての請願」

◀ 審査結果 ▶

取り下げ承認